



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
1月11日  
第273号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定(下水道課) .....	1
保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) .....	1

## 告 示

### 滋賀県告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和4年1月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園
- 2 指定管理者 草津市矢橋町593番地の1 ひかりグループ 代表者 特定非営利活動法人ひかりグループ 理事長 安川学
- 3 指定の日 令和3年12月21日
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 滋賀県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

